

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 令和3年4月28日（水）午後1時30分～午後2時33分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池本委員、池邊委員、奥委員、日下委員、小堀委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 諮問

「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案
⇒会長の指名により、第一部会へ付託

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (4 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	六本木三丁目東地区再開発事業（工事の完了後）	令和3年2月26日
	渋谷駅街区開発事業（工事の完了後その1）	令和3年2月26日
	八王子都市計画道路 3・3・2 号線（八王子市北野町～南浅川町）建設事業（工事の施行中その13）	令和3年3月19日
2 変 更 届	東京都市計画道路放射第5号線（杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間）建設事業	令和3年2月24日
	東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）建設事業	令和3年3月2日
	成木開発株式会社 拡張事業	令和3年3月3日
	菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場採掘区域拡張事業その2	令和3年3月10日
	東日本旅客鉄道中央本線（三鷹～立川間）連続立体交差化及び複々線化事業	令和3年3月18日
	（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画	令和3年3月18日
	東京都東尾久浄化センター建設事業	令和3年3月23日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
2 変 更 届	東京都市計画道路放射第 35 号線(練馬区 早宮～北町間)建設事業	令和 3 年 3 月 24 日
3 完 了 届	光が丘清掃工場建替事業	令和 3 年 3 月 29 日

令和3年度「東京都環境影響評価審査会」第1回総会
速 記 録

令和3年4月28日（水）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

(午後 1 時 35 分開会)

○下間アセスメント担当課長 委員の皆様、お待たせいたしました。時間になりましたので、審議会を開催させていただきます。皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席頂きありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局からご報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 19 名のご出席で定足数を満たしております。池本委員については 14 時過ぎに参加予定です。

総会の開催に先立ち、事務局幹部の異動がありました。4 月 1 日付で転入しました政策調整担当部長の木村でございます。木村より一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

○木村政策調整担当部長 柳会長をはじめ委員の皆様方には、本日はご多忙中にもかかわらず本審議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。4 月 1 日付で政策調整担当部長に就任いたしました木村と申します。

環境アセスメント制度は東京都が環境先進都市になるためにも非常に重要な制度ですので、先生方におかれましても、引き続き、専門的な見地からのご支援、ご指導にお力添えをいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

○下間アセスメント担当課長

これより、令和 3 年度第 1 回総会の開催をお願いいたします。本日は、最小限であります。傍聴の申し出がございましたのでよろしくお願い致します。それでは、柳会長、お願いします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、緊急事態宣言下の開催状況及び会場の都合から傍聴人の数は、真にやむを得ない場合のみ必要最小限ということにさせていただきます。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるために、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良等、健康状態が思わしくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 1 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、諮問1件、受理報告を受けることといたします。
○柳会長 それでは諮問に入ります。諮問案件について事務局から説明をお願いいたします。
○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元資料1を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

3 環 総 政 第 4 8 号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和3年4月28日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第519号 「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案

以上です。よろしく申し上げます。

○柳会長 「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要について事業者の方から説明を受けることといたします。なお、緊急事態宣言が発出されている中、事業者の方にも遠隔参加で出席頂いております。それでは、事業者の方、どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、御説明させていただきます。

今回、事前に配付させていただいている環境影響評価書案のうち、一番分厚い本編にて御説明させていただきます。

それでは、1ページ目から御説明させていただきます。

まず、上から順に参りますと、「事業者の名称」として、本事業は三菱地所株式会社及び

株式会社 TBS ホールディングスの共同事業となっております。

続いて、「対象事業の名称及び種類」ですが、名称については「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」として、対象の種類としては高層建築物の新築となっております。

続いて、「対象事業の内容の概略」ですが、本事業は港区赤坂二丁目及び六丁目に位置し、主に業務、商業用途、ホテル用途、劇場等を含む高層建築物等を建設するものでございます。また、計画地は、いわゆる特定の地域に位置してございますので、今回、提出させていただいた環境影響評価書案から手続をさせていただいているという状況です。

「対象事業の内容の概略」は、用途地域としては商業地域、計画地面積としては約 1 万 7,400m²、敷地面積については 1 万 4,200m²、建築面積については約 9,800m²、延床面積については 22 万 1,000m²、最高高さについてですが、後ほどパース等で説明を再度させていただきますが、今回は 2 棟を建設する計画となっております。東館、高い建物のほうについては約 240m、西館については約 120m と計画してございます。駐車台数については約 500 台、主要用途については先ほど申し上げたとおりです。工事予定期間は令和 4 年度から令和 10 年度を想定しています。供用予定年度は令和 10 年度からでございます。

続いて、今回は計画概要と選定した項目について説明を差し上げる予定ですので、7 ページを御覧頂ければと思っております。

「対象事業の目的」について説明します。計画地は後ろのページに位置図等がありますが、都道 413 号(赤坂通り)に位置し、地下では東京メトロ千代田線の赤坂駅に直結する立地で、計画地の赤坂通りを挟んで北側には、赤坂サカスや Biz タワーなどの文化施設が立地するとともに、赤坂駅周辺からはメトロ銀座線及び丸ノ内線の赤坂見附駅にかけて複数の商店街が立地して、国内外から来街者が訪れる繁華街が形成されている場所でございます。また、計画地周辺にはコンテンツ制作や提供に関わるエンターテインメントの関連企業が集積しているという状況でございます。

一方、計画地においては、現状、建物が老朽化しており、機能更新が進んでいないという状況から、にぎわいや先進的なビジネス機能の集積を活かした都市機能整備が進んでいないという状況です。また、赤坂駅から地上に至るバリアフリー動線が未整備であるところや、駅の混雑や駅前空間の閉塞感など、快適で利便性の高い駅・駅前空間の整備が課題となっております。また、計画地周辺の道路においては、交通混雑や舗装・街渠の老朽化、無電柱化未整備等の課題も見受けられる場所でございます。そのため、計画地は特定都市再生緊急整備地域の東京都心臨海地域に位置しておりますので、その方針に基づき、にぎわいにあふれ

た国際性豊かな交流ゾーンの形成、地上・地下の重層的な歩行者ネットワークの充実、強化等が求められてございます。

さらに、港区のまちづくりマスタープランにおいては、「地域のにぎわいを創出するイベント等が開催できるオープンスペースの整備」や「交通バリアフリーの推進、快適な歩行者ネットワークの形成」が求められてございます。

これらを踏まえて、本計画においては、地下鉄駅を基点としたまちの回遊性を高めるために、駅・駅前空間の再編による駅とまちが一体となる空間整備や、自動車・歩行者交通環境の改善、周辺の都市観光機能とも連携したにぎわい形成に資する回遊性・アクセス性強化のための交通機能整備を行う計画でございます。

また、周辺にエンターテインメント関連産業の集積する立地を活かし、国際競争力の強化に資するエンターテインメント関連産業拠点形成の導入を図る計画でございます。

続いて8ページですが、計画地位置図を説明します。拡大図となっておりますが、北側には赤坂駅を中心とした立地状況を模式的に示してございます。真ん中の都道413号線（赤坂通り）が東西に走っており、その南側に現況で国際新赤坂ビル東館、西館が建っております。本計画は、この国際新赤坂ビル東館、西館を解体し新築するという計画です。また、それに伴い、赤坂駅と駅まちを一体とした計画をしてございます。

続いて9ページは広域の図面になりまして、中心に赤坂駅があり、その南側に今回の計画地を示してございます。点線で描いている部分が交通ネットワークになっていまして、周辺には商店街等を経由し、赤坂見附駅であったり溜池山王というところの位置関係となっております。

11ページですが、こちらは先ほど申し上げたものを模式的に整理したものです。地下鉄駅を基点としたまちの回遊性を高める都市基盤の強化と国際競争力の強化に資するエンターテインメント関連産業拠点を形成する機能の導入の取組に加え、老朽化した環境インフラの更新と都市防災機能の強化を行うことによる都市再生への貢献を計画しています。

大きく、1)、2)、3)とございまして、1)としては「地下鉄赤坂駅を中心としたまちの回遊性を高める都市基盤の強化」、2)としては「国際競争力の強化に資するエンターテインメント産業拠点の形成」、3)としては「環境インフラの更新と都市防災機能の強化」という形で計画をしてございます。

続いて、12ページでございます。「配置・建築計画」になっております。現状の国際新赤坂ビル東館並びに西館を建て替える事業になっていまして、新しく建て替える東館の高さは約

240m、西館においては120mを配置する計画です。

東館の低層部には商業施設等を、高層部には業務施設を導入する予定です。また、西館の低層部においては劇場等を、高層部にはホテルを導入する予定です。

表 5.2-1 については、それら東館、西館それぞれの面積を示してございます。括弧内の面積等については現況の国際新赤坂ビル東館、西館の情報を入れ込んだものです。

続いて、14 ページです。こちらは配置予定図となっております。後ほど断面図等をお示しさせていただければと思いますが、東館においては、南側に出入口を設ける計画、西館については北側の赤坂通り及び南側の区道 871 号線及び 1041 号線、真ん中の間の区道ですが、そこに車両出入口を設ける計画としてございます。

続いて 15 ページですが、断面図となっております。西館の断面図を示したものです。A-A'断面は東西方向に切った断面図になっていまして、地下には駐車場等を設け、棟部の下側にはホールや劇場を配置する計画です。B-B'断面については、南北方向に切った断面図となっております。低層部、高層部に分かれていることがお分かりいただけると思います。低層部については、高さ 50m 程度でホールや劇場等を配置する予定で、高層部については南側に寄せる計画とし、ホテルを配置する計画です。

続いて 16 ページになります。東館の断面図を示しております。C-C'断面が東西方向でございます。地下には駐車場や地域冷暖房 DHC プラントを配置する計画で、地上の低層部には商業施設等を、高層に行くにつれ業務施設を配置する予定です。続いて、D-D'断面についても同じです。

最後に 18 ページですが、こちらがパースとなっております。北西側、赤坂サカス側から見たパースとなっております。左側が高層棟である東館、右側が低層棟である西館を示してございます。東館と西館の間には区道 1041 号線が走っており、東館の足元には大屋根を配置、整備する計画です。西館については低層部、高層部に分かれ、高層部については南側に配置する計画がお分かりいただけるかと思えます。

以上で計画概要について御説明をさせていただきます。最後に選定した項目について御説明させていただければと思います。41 ページです。

先ほど申し上げたとおり、計画地は特定の地域に位置する高層建築物の新築に該当します。選定した項目としては、条例に基づき全部で 7 つの項目となりますが、今回、「史跡・文化財」については選定しておりません。理由としては、計画地近傍に文化財が存在しないことを確認してございますので選定してございません。ただし、工事の施行中に新たに埋蔵文化

財等を確認した場合においては、その現状を変更することなく、文化財保護法に基づき適切な対策を講じる予定です。

「土壌汚染」についても、今回は評価項目の対象とはなりません。必要となる手続の実施状況については事後調査報告書等で報告を行う想定でございます。

続いて 42 ページですが、こちらについては今回選定を行った項目との関連表になってございます。左側の項目で言う、グレーでハッチのかかった部分が条例に基づき対象となる範囲となっており、「史跡・文化財」を除いた項目については、工事の施行中や工事の完了後において必要となる場所を項目として評価の対象とさせていただいております。

以上で、計画概要や選定した項目についての説明を終わりといたします。

○柳会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問等がございますでしょうか。坂本第二部会長、どうぞ。

○坂本第二部会長 「騒音・振動」を担当していますので、騒音の部分を見て質問なのですが、通常、評価書には建設機械の工事等の影響として、工事の音源の位置、機械の位置図とか、それによって周りにどういう影響が及ぶかというコンター図が示されていると思うのですが、今回、コンター図等が示されていないのですが、これはどういったことでしょうか。

○事業者 工事の位置についてですが、資料編に近接する位置について示しております。77 ページになります。77 ページについては解体工事、78 ページにおいては杭・構真柱工事や山留工事・土工事における、敷地境界に最接近する箇所を示してございます。コンター図については記載してございませんが、評価書案本編の内容に記載のある予測結果については、ここでの予測場所という形で整理している状況です。

○坂本第二部会長 状況は把握したのですが、コンター図まで示す必要はないということですか。

○事業者 特段、コンター図を示すという判断には今回は至らなかったですね。単純にそれだけになります。

○坂本第二部会長 そうですか。はい。状況は承知しました。

○柳会長 それでは、寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 埋蔵文化財は存在しないと書いてあるのですが、この場所は江戸時代のいわゆる御府内に当たる地域でございまして、私の経験によりますと、御府内というところは必ず何か建造物等がある場所なのですね。ただ、今回の敷地はかなり大きな建物が建っております。

すので、地下が全て壊されている可能性はあるかとも思いますけれども、本来、かなり密集して江戸時代の遺構があったことは容易に想像される部分でございますので、事前に、評価書の前に必ず港区の教育委員会の方と相談して、どういうふうにするか。表記としては、見つかったら教育委員会の指導でしますでもいいのですが、一度、教育委員会の担当の方とお会いしていただくことを強くお勧めします。

○事業者 ありがとうございます。おっしゃるとおり、現状でもサンクンガーデンを整備しながら赤坂駅近傍でもつかながっているという立地ですので、おっしゃるところもありつつ、出てくるのが容易に想定されるということもおっしゃっていただきましたので、港区の教育委員会と相談しながら進めてまいりたいと思います。

○寺島委員 よろしくお願ひします。

○柳会長 それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 質問させてください。「騒音・振動」に関連してなのですが、工事の完了後の関連車両の走行に関して、「大気汚染」については影響評価の項目に含まれているのですが、「騒音・振動」は影響評価の項目から外れているのですが、これは何か理由があれば教えてください。

○事業者 一般に、「騒音・振動」については大型車、小型車の割合が大きく効いてくると判断しております。ですので、今回、車両の走行に伴う騒音・振動については、工事用車両の走行に伴うものが大きな影響と考えてございますので、そちらを対象としました。したがって、現時点では関連車両の走行に伴う騒音・振動については予測の対象としてございません。

○高橋委員 そうすると、関連車両の走行台数に関してはそれほど増えないと考えてよろしいでしょうか。

○事業者 どれぐらいの工事用車両及び関連車両が発生集中するかという立案はしてございまして、その中でいくと、工事用車両のほうが台数は多い状況です。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。森川委員、どうぞ。

○森川委員 興味本位なところもあるのですが、熱源施設について教えていただきたいのですが、今、東館の地下に熱源施設 DHC が入っているということなのですが、西館のほうにもその熱源とか温水とか冷水とかは、やりとりをなさるのですよね。

○事業者 そうですね、西館のほうにも送る予定になっています。

○森川委員 そうすると、地下もかなり独立したビルのように見えていて、地下はつながっていないのかなと思うのですが、そういったパイプ類などはかなりしっかり通していくということなのですか。

○事業者 既存の東西館も地下で配管を通しています、同様に、建替え後も東西館で、駅に近いところで地下を横断させる予定になっています。

○森川委員 では、地図で見ると、割と離れているようなところに見えるのですけれども、このあたりにそのパイプが入ってくるという感じですか。

○事業者 そうですね。今画面で示されています横方向の矢印ですね、駅に近い側の横方向の矢印のあたりを目安に配管を横断させる予定になっています。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 本編資料の 21 ページの歩行者動線計画についてお伺いします。歩行者動線として緑色のラインと青いラインがあって、青いラインが地下、緑色のラインが地上とあるのですが、ここは赤坂駅のすぐ横にありまして、歩道もそんなに広くないし、駅からの出入りというのは結構重要なポイントだと思うのですが、動線と書いてあるだけで、地上と地下を結ぶのか、あるいは地下の中だけでこの開発地域と結ぶのか、そのつながり方の情報がちょっと分からないのですね。今、描かれているところは現状の赤坂駅からの地上への出口のラインとほぼ重なっているなと思ったのですけれども、実際にはどのような形でこのエリアと地下鉄エリアはつながるかを教えてください。

○事業者 今お示しいただいているところのちょうど真ん中のところですね、青い矢印が三角になっているかと思います。現状は、赤坂駅の 5 番出入口ということで、T 型ですね、駅のほうから東館、西館に T 字で分かれて、それぞれのサンクンガーデンに出て上がっていくようになっています。こちらについては、開発後に接続の間口を大きくとって、東館のほうで地下広場から地上に大きなサンクンガーデンのような形で地上と行き来できるように整備する予定です。地下で広場上で西館とも駅の一部として上がりまして、西館のほうは建物の中の昇降施設、階段やエスカレーター等で地上まで上がってこられるようになるという形で考えております。

○宗方委員 ありがとうございます。歩行者の状況というのを認識するために、こういったところをもう少し分かるような説明を今後付けていただければ助かります。よろしく願います。

○事業者 はい、分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。小堀委員、お願いします。

○小堀委員 25 ページの緑化計画について伺いたいと思いますが、緑化計画は東京都、港区のそれぞれの計画に基づいてするというので、建設物の屋上の緑化面積は屋上の面積の35%という基準に従って行うということと理解しましたが、具体的にはどのような緑化をされるのか。基準では面積と緑のボリュームを満たしていればいいということかもしれませんが、緑はいろいろな機能があります。豊かな生物、それから周りの緑とのエコ等になったり。この場合は東館が44階、西館が23階、そういうところにつくった緑というのは一体どのような機能を持たせる緑をつくる計画なのかを教えてくださいたいと思います。

○事業者 緑化計画の具体的な内容はこれから設計ということになりますので、詳細はまだお答えしかねるのですが、手法としては、25 ページのところにも書いてありますように、周辺の緑のネットワークですとか、あとは生物多様性などの上位計画のテーマをしっかりと踏襲できるように考えていきたいと思っています。

アセスメント上は、まずは面積をしっかり守ることをうたわせてはいただいておりますが、基準の緑化率ですね。こういった上位計画を踏まえて、この地域にきちんと適切な緑を配置していきたいと思っていますので、そういった形でこれから設計は進めさせていただきたいと思っています。

○小堀委員 引き続き今の回答についてなのですが、ほかでも高層ビルは大変多くなっています。通常ですと、8階とか4階から6階ぐらいは緑を植えれば、生き物が何とか、チョウチョがやってくる、水辺があればトンボもやってくるということがありますが、23階、44階になったときに本当に生き物を——緑のネットワークとか生物多様性が豊かに本当になるのかどうか。ほかで既に、そういうことでしたところに一体どういう生き物がやってきているのかというのを調べていただいて、それに基づいて本当にそうなる計画をつくっていただくというので、まずは、既存のそういうところの調査をしていただくということをお願いできないでしょうか。

○事業者 分かりました。生物多様性とかそういった視点で当然必要な整理だと思いますので、そういったところをしっかりと整理しながら検討を進めていきたいと思っています。

○小堀委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○柳会長 それでは、袖野委員、どうぞ。

○袖野委員 御説明どうもありがとうございました。お伺いしたい点は「温室効果ガス」の

ところなのですが、アセスとしては項目の対象外ではあるのですが、都としても関心の高い分野ということもありまして、計画の中での配慮事項、34 ページ、35 ページのところで、配慮すべき計画の中に温室効果ガスについても記載を頂いているところです。配慮する内容を見ますと、「エネルギーマネジメントシステムの導入により、設備管理やエネルギー制御を行うことで、環境性及び省エネ性の改善に努める。」というような、一般的な書きぶりになっていまして、具体的にどういう内容かというのが分かりにくいのかなという点がございます。

設備計画のほうで詳細に書いていただいているのですけれども、例えばコジェネで電力供給をするなど、配慮されているので、もう少し分かりやすく、東京都の目指している低炭素社会、スマートシティという観点から項目を1つ、廃棄物処理計画という形で、ほかの分も書いていただいているので、低炭素というところでも、もう少し中身が分かるような形で記述していただくといいのではないかなと思いました。

○事業者 ありがとうございます。検討させていただきます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。— よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。それでは、テレビ会議から退出されて結構です。

○事業者 ありがとうございます。失礼いたします。

(事業者、テレビ会議から退出)

○柳会長 続いて、受理関係について事務局から報告をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、受理関係について報告いたします。お手元資料 2 を御覧ください。

4月の受理報告は、事後調査報告書3件、変更届8件を受理しております。

6 ページに、前回、3月の受理報告に係る助言事項がありまして、それに関して今回、事業者回答がございましたので、ここで説明させていただきます。

3月の受理報告に関して、事後調査報告書として「一般国道16号横浜町田立体建設事業(工事の施行中その14)」に関して助言事項がございました。助言事項としては、「騒音・振動」の1番ということで、14時台の騒音測定値が非常に大きくて、基準値を超過しているということは、ここでは「岩石を砕く作業が必要になった」という記述があったということで、一時的な状況だったということが考えられますが、測定時の写真を見ると周辺住民が通行する可能性がある場所と思われるので、結果論ですけれども、仮囲いを設置しなかった

のは配慮不足だったのではないのでしょうかということです。同様の状況はこれからも起きることが考えられるので、今後はできるだけそのような措置を施行していただくなど、必要な対策を考えてくださいというような助言事項がありました。

これに対して事業者の回答は、測定地点付近については近隣に住居がなくて、周辺住民の通行もほとんど見られなかったために、仮囲いを設置せずに作業を実施しましたが、特異な作業が発生したため、一時的に基準値を超過する騒音が発生したということは確かにそのとおりでございますということで、今後は御指摘を踏まえて、周辺住民が通行する可能性のある場所の作業については、仮囲いを設置するなどの必要な対策を講じて作業をいたしますという回答がございました。

もう1点は、変更届として「三田小山町西地区第一種市街地再開発事業」に関して助言事項がありました。「全般」ということで1件です。工事予定期間中に近隣に開発事業は予定されているのかという質問でございます。4年間という工事期間に変更はないということなのですが、予定していた工事期間より大分遅れて工事が開始ということなので、近隣の開発事業と時期が重なるのではないかと。そのときに環境への悪影響が増幅される懸念があるので、こういう工事に当たっては関係者と十分に調整するよう、周辺状況の変化にも留意した環境保全措置をお願いしたいという助言がございました。

事業者のほうから今回これに対して回答がありまして、工事予定期間を令和4年から8年度の4年間ということで変更届を提出している間に、開発事業としては、近隣の開発事業は1件公表されているということもあって、工事期間が令和4年から7年の間、重なる可能性があるということです。本事業の工事に関しては、関係者と随時情報を共有して、必要な工事調整を行う。さらに、近隣の開発事業に係る工事に関する情報を収集して、環境影響が懸念される場合などは事前に関係者と十分調整しながら周辺環境の保全に努めることを事業者から回答を得ております。

3月の受理報告に係る助言事項と、それに対しての事業者の回答がありましたということで、3月については以上でございます。

4月につきましては、変更届の8件のうち、1件、委員から助言事項がございます。「菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」ということで、これに関しては委員のほうから助言事項がございます。よろしく申し上げます。

○柳会長 それでは、4月の受理報告案件について助言をされました委員の方のコメントをお願いしたいと思います。宮越委員、よろしく申し上げます。

○宮越委員 説明させていただきます。この届けの中では調整池の配置などが変更されています。調整池の変更については集水区域の区分が極めて重要だと思いますが、その境界に位置する水路について、その流出先が一部の図で明記されていませんでした。この場合、集水区域が曖昧になってしまいますし、取扱いによっては斜面の傾斜方向にある計画外の調整池に流出してしまうおそれも考えられます。そのため、省略せずに明示していただくほうがよいと考えて指摘させていただきました。

また、2 つ目の事項なのですが、こちらは数値で計上されている放流量と平面図の整合性の確認です。両方ともに質問的に文章で書いて上げさせていただいたのですが、意図としては、助言事項であり、事業者さんには当該部分の確認と、より丁寧な説明をお願いするものです。どうぞよろしくをお願いします。

○柳会長 ありがとうございます。

宮越委員から2点の提案された助言について、審議会からの助言事項とすることでよろしいでしょうか。— 特に御発言がないようですので審議会からの助言事項といたします。事業者さんに伝えて、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いいたします。

受理関係についてはこれで終わります。

○柳会長 そのほか、何かございますでしょうか。— 特にないようですので、これをもちまして本日の審議회를終わりたいと思います。どうも皆様、ありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後2時33分閉会)